

3. 高齢者お達者プランの施策体系について



加賀市健康福祉部長寿課

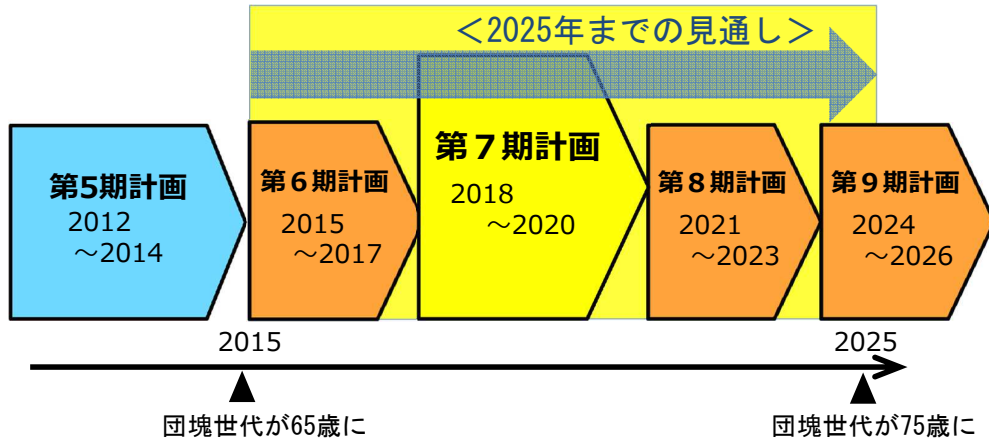
平成 29 年 10 月 26 日

高齢者お達者プランの目的と期間

第6期計画の基本理念は、第7期計画においても継続して目指すべき内容であるため、基本理念の変更はしない。

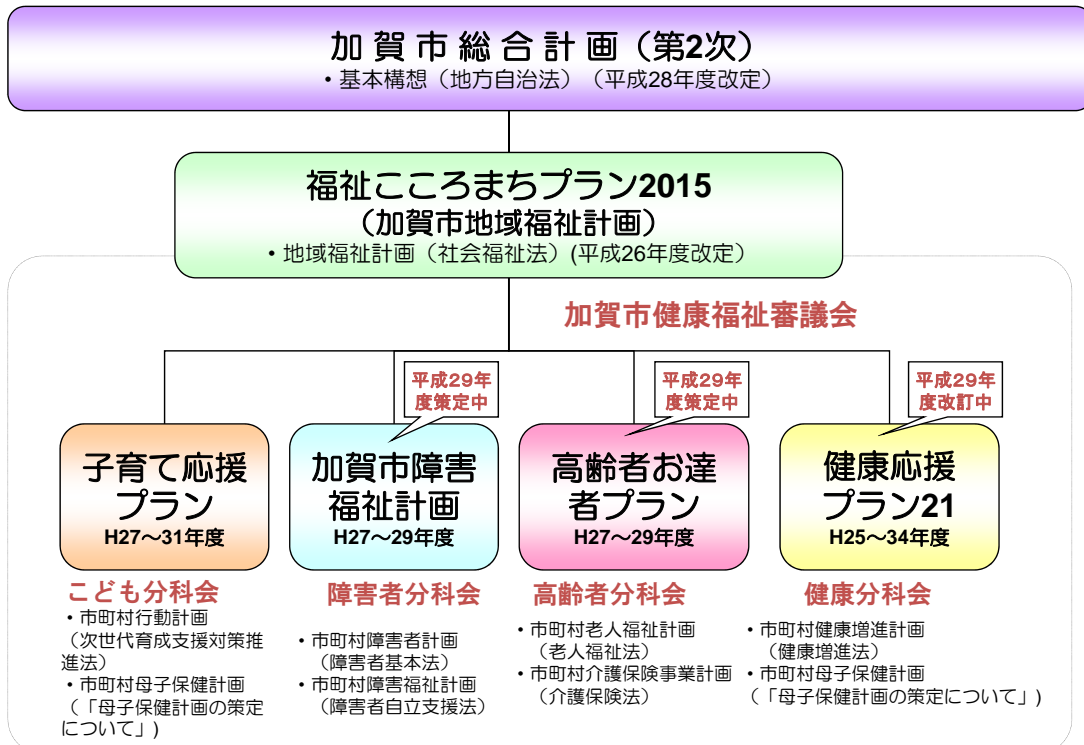
基本理念

高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく自立したくらしを継続できる社会を実現する。



他の計画との関係

- ・ 地方自治法の基本構想に即して老人福祉計画を定める。(老人福祉法)
- ・ 保健、医療又は福祉に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。(介護保険法)



基本方針と基本目標・基本施策

基本方針及び基本目標・基本施策は「地域包括ケアビジョンの方向性」(平成26年度策定)を基本として設定した第6期計画を継承する。

基本方針

高齢者の「自己実現」を支援します。

- 自立支援の推進
高齢者が自分の持てる力を活用し、生活することを支援します。
- 尊厳の保持
高齢者が自分の人生を自分で決め、個人として尊重される社会を構築します。
- 当たり前前の暮らしの継続
住み慣れた地域でその人らしい暮らしが継続できるようにします。

第6期計画の施策体系 ➡ 第7期計画へ継承

